

## 児童虐待対応の現場から

柳 真 司

昨今、痛ましい児童虐待事件が数多く報じられている。厚生労働省の発表によると、平成 27 年度、全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は速報値で 10 万 3,260 件。初めて 10 万件を超えた。児童虐待防止法施行前の平成 11 年度と比べると約 9 倍、10 年前の平成 18 年度と比べても、2.8 倍にも増えている。同様に埼玉県的全児童相談所でも 10 年前より 3.7 倍、上尾市を管轄する中央児童相談所で見ると 2.9 倍の増加である。

児童虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことを指し、法律では次の 4 種類に分類される。

### 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例) なぐる、ける、火傷を負わせる、溺れさせる、戸外に締め出すなど。

### ネグレクト（保護の怠慢、養育の放棄）

保護者としての監護を著しく怠ること。

例) 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、車内や家に置き去りにする、病気やけがをしても病院に連れて行かないなど。

### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

例) 性的な行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にするなど。

### 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) 言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの目の前で DV など。

なぜ我が子を虐待するような事件が起こるのか。その要因には次のようなものが挙げられる。

### 親の要因

子育てが上手くいかないなどの育児不安、被虐待経験、産後うつやアルコール依存などによる精神的不安定、望まない妊娠など。

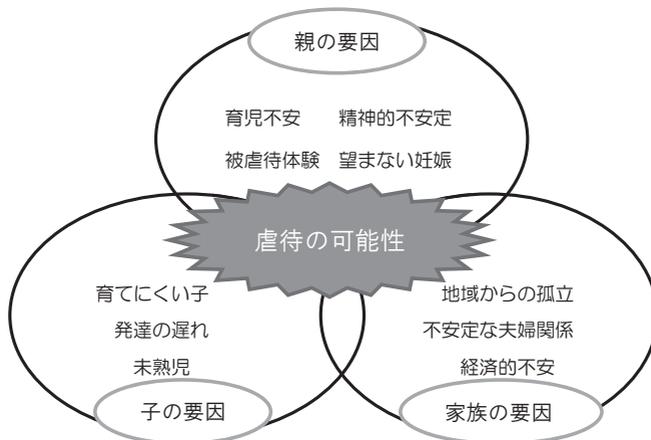
### 子どもの要因

気難しい、こだわりが強いなどの育てにくい子、先天性疾患や発達に遅れがある子、未熟児など。

### 家族をとりまく要因

地域からの孤立、不安定な夫婦関係、経済的不安、ステップアップファミリーなど。

これらはあくまでも虐待にいたるおそれがあるリスクの要因で、このような要因があるからといって、すべて虐待につながるわけではない。多くの場合は、ひとつのことが原因ではなく、さまざまな要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもの虐待が引き起こされる。



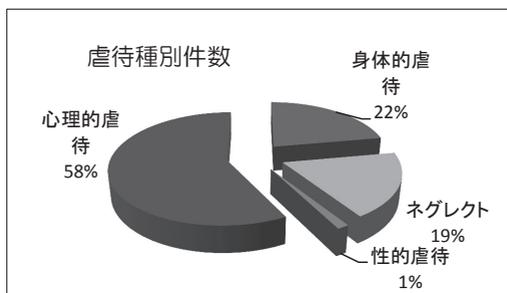
上尾市の児童虐待相談対応件数の内訳をみると下図のようになる。平成27年度に埼玉県中央児童相談所が受け付けた上尾市の虐待相談対応件数は284件。虐待種別でみると心理的虐待が164件（58%）と最も多い。これは近隣から子どもの泣き声が聞こえることで不安になり相談するという「泣き声通告」のケースがとて多いためである。また、児童が同居する家庭におけるDVについて警察からの通告が増加したことも一因である。主な虐待者でみると実母が165件（58%）と最も多く、子育ての中心となっているのは実母であるということが推察される。また、年齢別構成では学齢期未満が約半数を占めている。この時期は子育てにイライラしたり、悩んだりする時期であり、子育て不安が原因となり虐待へと発展してしまうケースが見受けられる。

埼玉県内過去5年間の相談件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
埼玉県	4,504	4,769	5,358	7,028	8,387
中央児相	503	439	504	759	811
上尾市	164	157	197	233	284

虐待種別（H27年度上尾市）

虐待種別	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	63	53	4	164	284

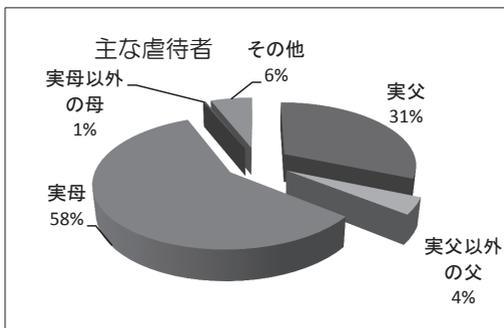


大学生にとっての居場所

主な虐待者（H 27 年度上尾市）

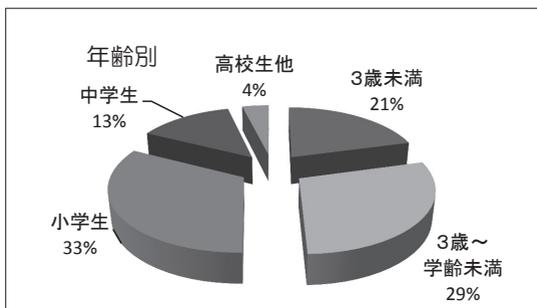
虐待者	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談件数	89	12	165	1	17	284

※その他：祖父母、きょうだい等



年齢別件数（H 27 年度上尾市）

年齢別	3歳未満	3～学齢未満	小学生	中学生	高校生他	計
相談件数	59	82	93	39	11	284



児童虐待への対応

このような虐待に対し、私たちには 48 時間ルールというものがある。

これは、通告があつてから 48 時間以内に児童の安全を直接目視にて確認するというものである。まずは早期に児童の安全を確認してから、個々の対応を決めていくという方法を取り、その児童にあつた支援を展開していく。

そして市町村には、虐待の発生予防が求められる。特に育児不安のある保護者への対応やハイリスクな家庭への支援が家族の孤立を防ぐことになる。

今、子育てサロンなど子育て支援策の現場に少しずつ大学生が入り込んできている。これまでは子育てする側の支援策が中心であつた。これからは当事者の子どもたちへ直接支援ができないだろうか。

上尾市では生活困窮家庭への学習支援を行っている。ここでは単に学習を教えるだけでなく、進学相談や生活の悩みなどの相談も受けている。さらに対象者をひとり親家庭まで拡げ、貧困の連鎖を防止しようという取り組みをしている。

この学習支援に学生ボランティアを活用し、年代の近い大学生が相談を受けることで、子どもたちも安心して話ができるものと思われる。虐待を受けた子どもたちの居場所づくりへ若い力に期待したい。

平成 28 年度児童虐待防止推進月間標語

「さしのべて あなたのその手 いちはやく」